

森林組合・共有林野をめぐる政策状況

天田慎一（林野庁経営課）

1. 森林組合の現状と課題について

(1) 森林組合制度の概要

- 森林組合は、森林組合法に基づき、森林所有者の経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図ることを目的として設立される、森林所有者を正組合員とした協同組織。
- その目的から、任意設立、出資額を限度とした組合員責任、一人一票制、組合員の加入及び脱退の自由など、組合の管理運営や組合員の権利義務についてはいわゆる協同組合原則に立脚。

① 森林組合法の主な規定

(目的)
 第一条 この法律は、森林所有者の協同組織の発達を促進することにより、森林所有者の経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図り、もって国民経済の発展に資することを目的とする。

(事業の目的等)
 第四条 森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会(以下この章、第五章及び第六章において「組合」と総称する)は、その行方事業によってその組合員又は会員のために利益の責任をなすことを目的とする。
 ② 組合は、その事業を行うに当たっては、森林の有する公益的機能の維持増進を図りつつ、社会福祉の増大に最大限の配慮をしなければならない。

(組合員である資格) <正組合員に係る規定>
 第二十七条 組合員である資格を有する者は、次に掲げる者であつて定款で定めるものとする。
 一 森林所有者である個人(森林所有者である個人の指定相続人で当該個人が森林所有者である森林について子の登記を等けて森林の経営を行うもののうち、当該個人が指定する者を含む。)
 二 生産森林組合子の他の森林所有者である法人
 三～五 (略) (増組合員)
 2 (略)

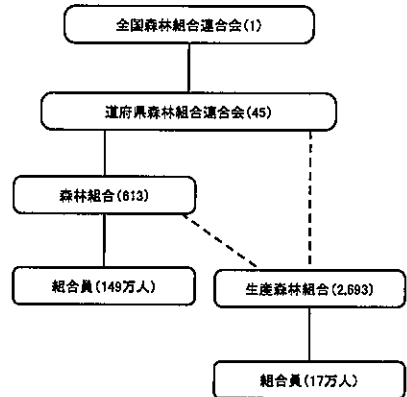
(出資)
 第二十九条 組合は、定款で定めるところにより、組合員に出資をさせることができる。
 2-3 (略)
 4 出資組合の組合員の責任は、その出資額を限度とする。
 5 (略)

(議決権及び選挙権)
 第三十一条 組合員は、各一個の議決権及び投票権を有する。(以下略)
 2～8 (略)

(加入の自由)
 第三十五条 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない。

(脱退の自由)
 第三十六条 組合員は、六十日前までに予告し、運営年度末において脱退することができる。
 2 (略)

② 森林組合の系統図 (R2)



※()内の数字は、令和2年度末時点の組合会数、組合数、組合員数、組合員数は調査票を提出した組合についての数値。
 ※東京都及び大阪府については、1森林組合体制となっており、連合会がない。

(2) 森林組合の組織の概要

- 森林組合の数は、最も多かった昭和29年度には5,289であったが、経営基盤を強化する観点から合併が進められ、令和2年度末時点で613組合となっており、出資金5千万円以上など一定規模の経営基盤を有する組合は着実に増加。
- しかしながら、森林組合の経営指標を階層別にみると、組合員数が1,000人未満の組合が37%、組合員所有森林面積が1万ha未満の組合が39%、払込済出資金額5千万円未満の組合が44%となっているなど、組織や財務の基盤が小規模・脆弱な組合も少なくない。

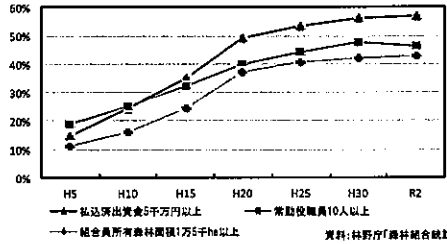
① 森林組合の組織の概要

項目	1組合当たり								全体(R2)
	S50	S60	H10	H15	H20	H25	H30	R2	
組合員数(人)	834	1,011	1,237	1,898	2,218	2,404	2,438	2,425	149万人
組合員所有森林面積	7,181	8,883	12,285	18,233	22,342	24,838	25,781	25,555	1,591万ha
組合員所有森林面積(㎡)	3,451	8,832	8,972	11,803	15,819	18,823	17,103	17,228	1,059万㎡
組合加入率	75%	75%	73%	71%	70%	65%	66%	65%	66%
払込済出資金(万円)	54	1,637	3,672	3,273	3,463	3,385	3,800	3,844	54,216百万円
常勤役員数(人)	0.4	0.4	0.4	0.9	0.7	0.7	0.8	0.8	513
専従役員数(人)	3.5	4.7	6.8	8.2	10.0	10.7	11.0	10.8	8,924
雇用労働者数(人)	52.3	81.3	59.5	52.5	38.8	32.7	23.5	23.5	12,398

注:①「1組合当たり」は、調査対象出組合数で除いた数値。
②「地区内民有林面積」には、郷土所有林面積は含まない。
③「雇用労働者数」は、雇用労働者がいる組合数で除いた数値。

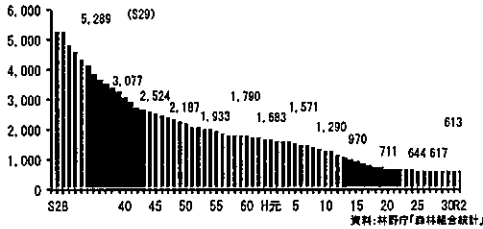
資料:林野庁「森林組合統計」

③ 一定規模の経営基盤を有する森林組合数の割合の推移



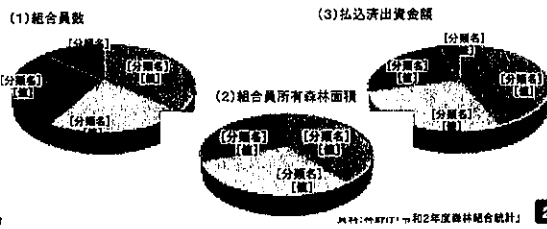
資料:林野庁「森林組合統計」

② 森林組合数の推移



資料:林野庁「森林組合統計」

④ 各指標でみる階層別森林組合数割合 (R2)

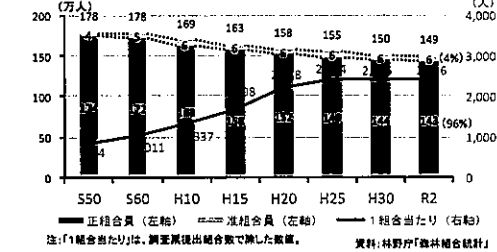


資料:林野庁「令和2年度森林組合統計」

(3) 組合員・役職員

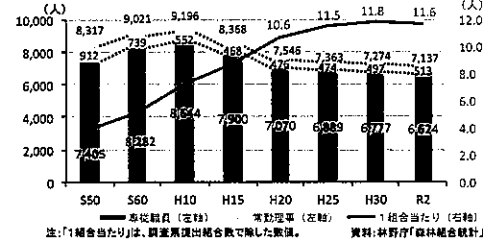
- 組合員の総数は減少傾向で推移しており、令和2年度末時点の組合員数は149万人。そのうち96%が正組合員(森林を所有する個人・法人)であり、准組合員(素材生産業者等)は4%。
- 森林組合の常勤役員数は減少傾向にあるが、1組合当たりの人数は増加傾向。
- 一方、常勤役員数5人未満の組合が116組合(19%)、常勤理事のいない組合が164組合(27%)、専従議員のいない組合が6組合(1%)など、業務執行体制が不十分な組合が少なからず存在。員外の人材や若年層・女性の役員への登用も課題。

① 組合員数の推移



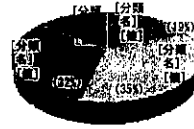
注:「1組合当たり」は、調査対象出組合数で除いた数値。資料:林野庁「森林組合統計」

② 常勤役員数の推移



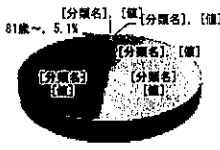
注:「1組合当たり」は、調査対象出組合数で除いた数値。資料:林野庁「森林組合統計」

③ 常勤役員員の人数別の森林組合数の割合 (R2)



資料:林野庁「令和2年度森林組合統計」

⑥ 理事の年齢構成 (R2)



資料:林野庁「令和2年度森林組合統計」

④ 役職員の配置状況 (R2)

区分	配置している	配置していない	計
常勤理事	449組合 (73%)	164組合 (27%)	613組合 (100%)
専従議員	607組合 (99%)	6組合 (1%)	613組合 (100%)

資料:林野庁「令和2年度森林組合統計」

⑤ 役員等の状況 (R2)

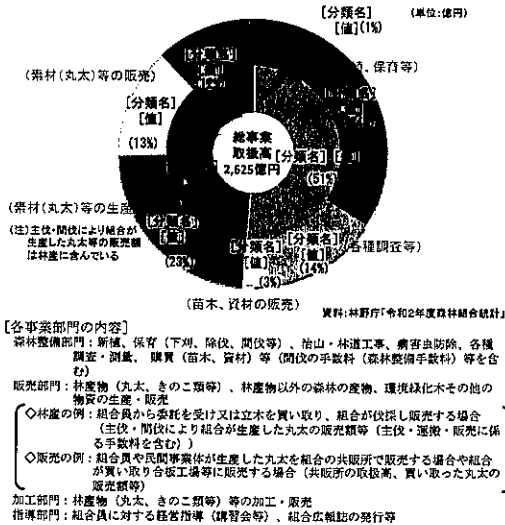
区分	役員				参事
	常勤理事	非常勤理事	監事	計	
組合数	449	513	6,430	1,780	8,703
人数	22	23	8	64	168
男性	22	23	8	64	168
女性	0	0	0	0	0

資料:林野庁「令和2年度森林組合統計」

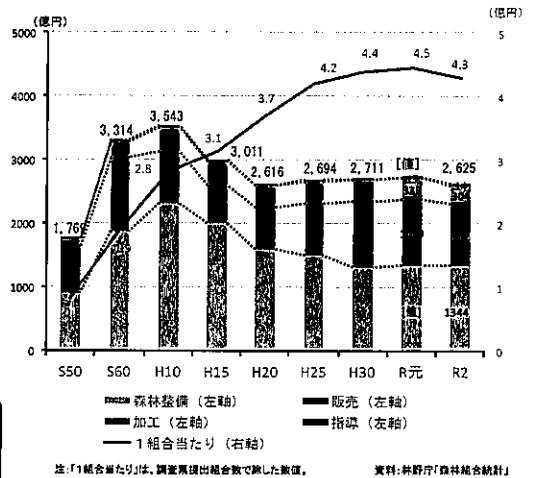
(4) 事業の内容と取扱高

- 令和2年度の総事業取扱高は2,625億円(1組合当たり平均4.3億円)で、新型コロナウイルス感染症の影響により前年度比4%減少。森林整備部門や販売部門が主な事業であり、両部門が占める割合は全体の9割弱。
- 総事業取扱高の推移をみると、平成10年以降は森林整備部門が減少する中、近年では、素材生産の増加に伴い、販売部門が増加傾向にあり、総額では横ばいで推移。

① 取扱高の部門別内訳 (R2)



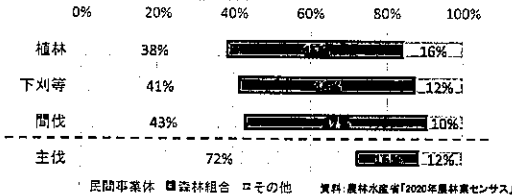
② 総事業取扱高の推移



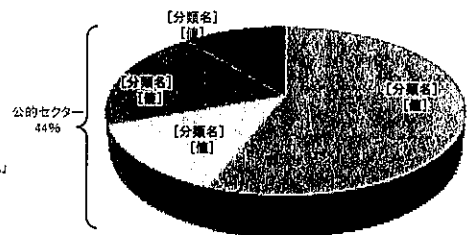
(5) 森林整備部門の事業実施状況

- 全国における植林、下刈等、間伐の受託面積のうち、森林組合によるものは約5割を占めており、森林組合は我が国の森林整備の中心的な担い手。一方、主伐については、全国の受託面積のうち、森林組合によるものの割合は2割弱にとどまっている状況。
- 新植・保育の総実施面積及び1組合当たりの実施面積はともに減少傾向。また、新植・保育の依頼者別の割合をみると、組合員を含む個人等からの依頼が58%。一方、国や都道府県等公的セクターからの依頼が44%あり、公的な森林整備の担い手の役割も有する。

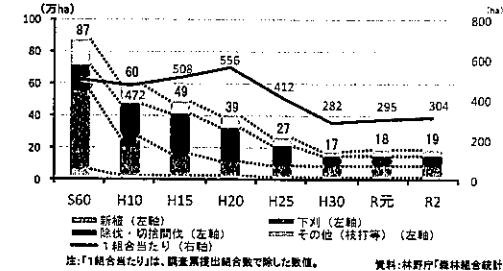
① 林業作業の受託面積割合



③ 新植・保育の依頼者別割合 (R2)



② 新植・保育面積の推移(作業種別)



【参考】新植を行っている森林組合数の推移

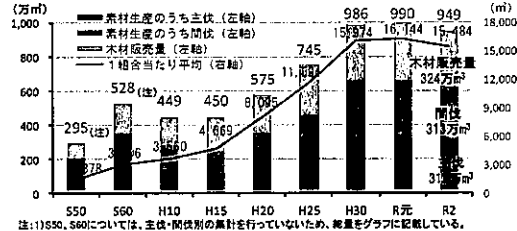
区分	S60	H10	H15	H20	H25	H30	R元	R2
組合数	1,439	1,056	776	566	472	485	482	478
(総組合数に占める割合)	(92%)	(84%)	(81%)	(80%)	(73%)	(79%)	(79%)	(78%)

資料: 林野庁「森林組合統計」

(6) 販売部門の事業実施状況

- 人工林資源の充実に伴い、森林組合による素材生産・木材販売の取扱量は増加傾向だが、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度は減少(対前年比96%)。
- 素材生産が行われた森林の所有者内訳をみると、組合員所有の私有林における生産が約7割。員外の私有林や国有林、公有林等での素材生産も実施。
- 519組合(85%)が素材生産を実施。生産量が1万m³以上の組合は195組合(32%)あり、生産量では全体の8割(497万m³)。
- 森林組合が運営する共販所の取扱量は増加傾向。

① 素材生産量・木材販売量の推移

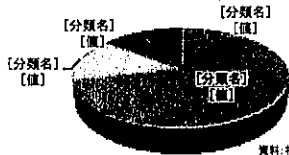


注: H20、H21については、主伐・間伐別の集計を行っていないため、数量モジュールに記載している。
2/1組合あたりは、原木取扱い組合数で除いた数値。

年内生産量に対するシェア	S50	S60	H10	H15	H20	H25	H30	R元	R2
	8%	15%	22%	28%	30%	34%	33%	32%	30%

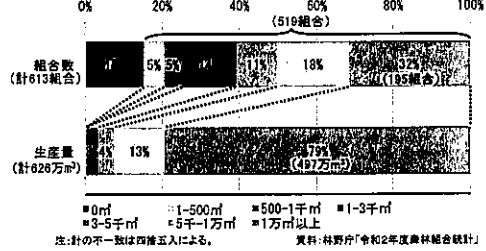
資料: 林野庁「令和2年度森林組合統計」、森林生産者「木材集積表」

② 素材生産の森林所有者別割合 (R2)



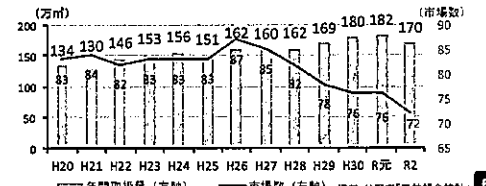
資料: 林野庁「令和2年度森林組合統計」

③ 素材生産量別の組合数 (R2)



注: 計の不一致は四捨五入による。資料: 林野庁「令和2年度森林組合統計」

④ 森林組合が運営する木材市場(共販所)の取扱量の推移



資料: 林野庁「森林組合統計」

(7) 森林組合の雇用労働者の状況

- 森林組合に雇用され、森林整備等に従事する労働者数(以下「雇用労働者」)は約13千人(1組合当たり平均23人)。
- 賃金の支払形態については、事業日数が天候に大きく影響を受けることから、日給制が多いが、月給制の割合が増えている。
- 雇用労働者の年間就業日数については、年間就業日数210日以上の者の割合が、伐出、造林、その他のいずれの作業区分でも増加し、全体では67%に増加。
- 雇用労働者の年齢階層別の割合をみると、全体では60歳以上の占める割合が31%と高いものの、特に伐出で、49歳以下の割合が高く、年齢層の平準化が進んでいる。

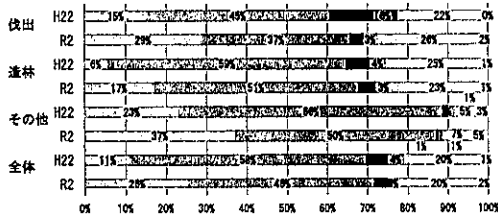
① 森林組合の雇用労働者の状況

区分	H16	H19	H20	H25	H30	R2
雇用労働者がいる組合数	1,075	852	658	605	577	571
森林に占める割合	83%	88%	93%	94%	94%	93%
雇用労働者数	63,936人	45,543人	25,552人	19,800人	14,701人	13,398人
1組合あたり	59人	53人	39人	33人	25人	23人
1人あたり年間就業日数	96日	114日	153日	178日	202日	205日

注: 「雇用労働者数」は、雇用労働者がいる組合数で除いた数値。

資料: 林野庁「森林組合統計」

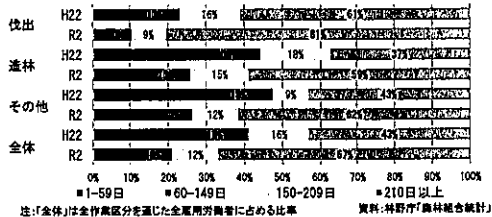
② 雇用労働者の賃金形態別割合 (H22, R2)



注: 「全体」は全作業区分を通じた全雇用労働者に占める比率

資料: 林野庁「森林組合統計」

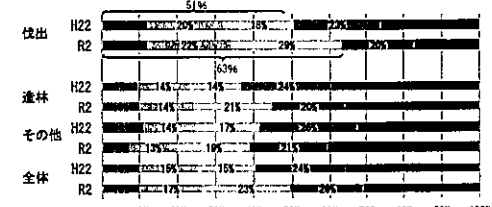
③ 雇用労働者の年間就業日数別割合 (H22, R2)



注: 「全体」は全作業区分を通じた全雇用労働者に占める比率

資料: 林野庁「森林組合統計」

④ 雇用労働者の年齢階層別割合 (H22, R2)



注: 「全体」は全作業区分を通じた全雇用労働者に占める比率

資料: 林野庁「森林組合統計」

(8) 森林組合の経営状況

- 森林組合の約8割が事業利益、約9割が経常利益を計上。1組合当たり平均では、それぞれ、1,343万円、1,568万円。
- 事業損益の推移をみると、近年、事業利益を計上している組合は約8割で推移し、1組合当たりの事業利益は増加傾向。
- 事業損益を部門別にみると、指導部門及び加工部門の損失を販売部門と森林整備部門の利益で補っている状況。

① 森林組合の経営状況 (R2)

〔事業損益〕		
事業損失計上	事業利益計上	計
115組合 19%	498組合 81%	613組合
平均 ▲749万円	平均1,629万円	平均1,343万円

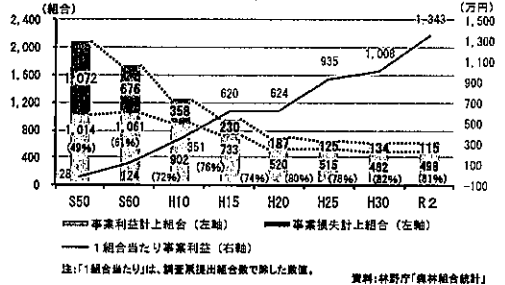
〔経常損益〕		
経常損失計上	経常利益計上	計
68組合 11%	545組合 89%	613組合
平均 ▲816万円	平均1,665万円	平均1,568万円

〔当期剰余金〕		
当期欠損金計上	当期剰余金計上	計
60組合 10%	553組合 90%	613組合
平均 ▲944万円	平均1,447万円	平均1,213万円

注:事業損益は、事業収益から事業経費用と事業管理費を引いたもの(株式会社等の営業損益に相当)。経常損益は、事業損益に事業外損益を加えたもの。

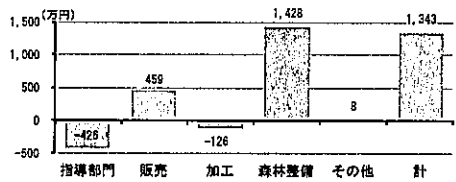
資料:林野庁「令和2年度森林組合統計」

② 森林組合の事業損益の推移



注:「1組合当たり」は、調査票提出組合数で除した数値。資料:林野庁「森林組合統計」

③ 部門別事業損益の比較 (R2) (1組合当たり)



注:「1組合当たり」は、調査票提出組合数で除した数値。資料:林野庁「令和2年度森林組合統計」

(9) 森林組合による森林施業の集約化の取組状況

- 組合員所有森林を中心とした森林施業の集約化等は、協同組織たる森林組合の中心的かつ本来的な事業。そのため、森林組合においては、組合員所有森林の経営の設計図となる森林経営計画を作成し、その着実な実行が求められている。
- 地域の林業経営の重要な担い手である森林組合の約7割が「意欲と能力のある林業経営者」として公表されている。
- 組合員所有森林に係る施業集約化や森林経営計画の作成等の中核的担い手として「森林施業プランナー」の育成も重要。認定森林施業プランナー(森林施業プランナー協会の認定を受けた者)については、77%の森林組合に計1,635人が在籍しており、現役認定者数の75%を占める。

① 森林組合が作成した森林経営計画の面積 (R2)

実施組合数	562組合
森林組合が作成した経営計画面積 (a)	254万ha
全国の経営計画作成面積 (b) (R3年3月末時点)	497万ha
森林組合が占める割合 (a/b)	51%

資料:林野庁「令和2年度森林組合統計」

③ 森林組合における認定森林施業プランナー在籍状況 (R2)

認定森林施業プランナーが在籍する森林組合数 (全森林組合に占める割合)	474組合 (77%)
認定森林施業プランナーの在籍人数 (現役認定者数に占める割合)	1,635人 (75%)

注:「全森林組合に占める割合」は、調査票提出組合数で除した数値。

資料:林野庁「令和2年度森林組合統計」、森林施業プランナー協会調べ

② 「意欲と能力のある林業経営者」の公表状況 (R2)

「意欲と能力のある林業経営者」として公表された森林組合 (全森林組合に占める割合)	456組合 (74%)
---	-------------

注:1)「意欲と能力のある林業経営者」は、森林経営管理法36条に基づく民間事業者。
2)「全森林組合に占める割合」は、調査票提出組合数で除した数値。

資料:林野庁「令和2年度森林組合統計」

④ 認定森林施業プランナーの状況

令和4年4月1日現在

区分	H28 認定	H29 認定	H30 認定	R元 認定	R2 認定	R3 認定
認定者数	242	208	200	166	106	133
森林組合系統 (全体に占める割合)	196 (81%)	168 (81%)	165 (83%)	119 (72%)	67 (63%)	88 (66%)

資料:林野庁業務資料

2. 生産森林組合の現状と課題について

(1) 生産森林組合制度の概要

□ 生産森林組合は、森林所有者である組合員が資本(森林)と労働と経営能力を提供して、森林経営の共同化を目的として、自ら森林を保有し、当該森林の経営を行う組織。その多くは森林組合の組合員。

① 森林組合法の主な規定

(事業の種類)

第九十三条 生産森林組合(以下この章において「組合」という。)は、森林の経営(委託又は信託を受けて行うものを除く。)及びこれに附帯する事業を行うものとする。

2 組合は、前項の事業のほか、次に掲げる事業の全部又は一部を行うことができる。

- 一 環境緑化木又は食用きのこの生産
- 二 森林を利用して行う農業
- 三 委託を受けて行う森林の施肥又は経営
- 四 前三号の事業に附帯する事業

3 第九条第四項及び第五項本文の規定は、組合に係る林道について準用する。

(組合員たる資格)

第九十四条 組合員たる資格を有する者は、次に掲げる者であつて定款で定めるものとする。

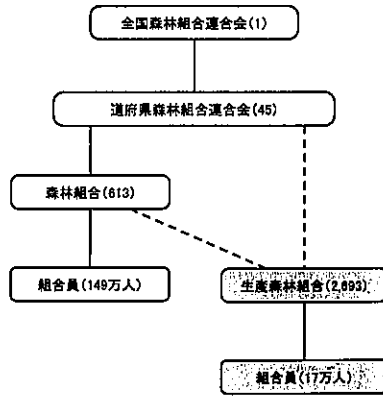
- 一 組合の地区内にある森林又はその森林についての権利を組合に現物出資する個人
- 二 組合の地区内に住所を有する個人で林業を行うもの又はこれに従事するもの

(組合の事業と組合員との関係)

第九十五条 組合員の二分の一以上は、その組合の行う事業に常時従事する者でなければならない。

2 組合の行う事業に常時従事する者の三分の一以上は、その組合の組合員又は組合員と同一の世帯に属する者でなければならない。

② 森林組合の系統図 (R2)



※()内の数字は、令和2年度末時点の連合会数、組合数、組合員数、組合員数は調査票を提出した組合についての数値。
※東京都及び大阪府については、1森林組合体制となっており、連合会がない。

10

(2) 生産森林組合の組織の概要

□ 令和2年度末現在の生産森林組合数は2,693組合、1組合当たりの平均組合員数は86人、経営森林面積は147ha。
□ 生産森林組合の設立動機としては、兼業有林の共同経営が60%で大半を占め、次いで記名共有林(個人が共同で所有している森林)の共同経営が14%。また、生産森林組合の75%が森林組合に加入。

① 組織の概要 (R2)

生産森林組合数	2,693組合	1組合当たり
組合員数	173千人	86人
経営森林面積	296千ha	147ha
払込済出資金	210億円	1,043万円
現金払込出資金	29億円	142万円
現物払込出資金	181億円	900万円
常勤役員数	26人	0.01人
常勤職員数	32人	0.02人

注: 生産森林組合数は、報道関係知事が認可した組合数。その他の項目は記載のある調査票を提出した2,014組合についての数値。「1組合当たり」は、調査票提出組合数で除した数値。
資料: 林野庁「令和2年度森林組合統計」

② 設立動機別組合数 (R2)

区分	組合数	(%)
兼業有林の共同経営	1,194	59%
記名共有林の共同経営	290	14%
市町村有林等私下林の共同経営	214	11%
個人有林の現物出資に基づく共同経営	194	10%
その他	123	6%
計	2,015	100%

注: 1)調査票を提出した組合についての数値。
2)「その他」は、国有林私下林の共同経営、国有林に部分林を指定して共同経営等。
資料: 林野庁「令和2年度森林組合統計」

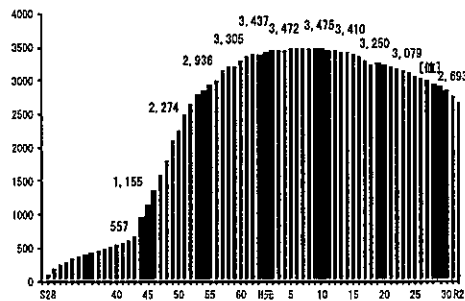
③ 森林組合への加入状況 (R2)

加入している	加入していない	計
1,505 (75%)	510 (25%)	2,015 (100%)

注: 調査票を提出した組合についての数値。

資料: 林野庁「令和2年度森林組合統計」

④ 生産森林組合数の推移



資料: 林野庁「森林組合統計」

11

(3) 生産森林組合の事業内容と実施状況

- 生産森林組合は、森林の経営(委託又は信託を受けて行うものを除く。)を必須事業とし、このほか、①環境緑化木又は食用きのこの生産、②森林を利用して行う農業、③委託を受けて行う森林の施業又は経営を任意事業として行うことが可能。
- 経営方法別の森林面積では、組合が土地を所有し自ら施業・経営をしている森林が約7割。
- 林種別の森林面積では、人工林と天然林の割合はほぼ同程度。なお、天然林の多くは、かつての薪炭林であると推察。
- 令和2年度は、全体の9%の組合(182組合)が保育を実施したほか、間伐は5%の組合(105組合)、主伐は1%の組合(15組合)が実施。

① 経営方法別の森林面積 (R2)

区分	所有林	分収林	委託	その他	計
組合数	1,839	591	21	700	2,008
面積(千ha)	203	39	1	52	296
割合(%)	69	13	0.3	18	100

注:1)調査票を提出した組合についての数値。
 2)「組合数」は、1つの組合で複数の経営方法があるため内訳と計は一致しない。
 3)「所有林」は、組合が土地を所有し自ら施業経営を行っているもの。
 4)「分収林」は、組合が土地を所有せず、分収特約等により施業経営を行っているもの。
 5)「委託」は、組合が所有者から委託を受けて施業又は経営を行うもの。
 6)「その他」は、組合が土地を所有し、他の事業者が施業させているもの。

資料:林野庁「令和2年度森林組合統計」

③ 施業別の事業実施状況 (R2)

区分	新植	保育	主伐	間伐
実施組合数	24	182	15	105
割合(%)	1	9	1	5
実施面積(ha)	77	1,558	40	848
実施組合1組合当たりの実施面積(ha)	3.2	8.6	2.7	8.1

注:1)調査票を提出した組合についての数値。
 2)「割合」は記載のある調査票を提出した2,014組合に対する割合。
 3)「保育」には切り捨て間伐が含まれる。
 4)「間伐」は利用間伐。

資料:林野庁「令和2年度森林組合統計」

② 林種別の森林面積 (R2)

区分	人工林	天然林	その他	計
面積(千ha)	141	132	23	296
割合(%)	48	45	8	100

注:1)調査票を提出した組合についての数値。
 2)「その他」は、竹木、炭採跡地、離立木地等。

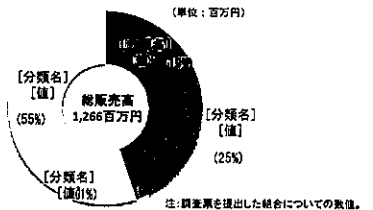
資料:林野庁「令和2年度森林組合統計」

12

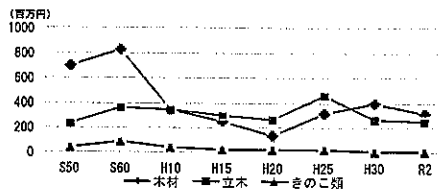
(4) 生産森林組合の販売高

- 立木及び木材の販売額は、近年、横ばいから増加傾向。
- また、販売事業等で事業収入のあった生産森林組合は全体の28%(558組合)。その内訳は、
 - ・立木販売を行った組合 : 97組合(実施1組合当たりの販売高は250万円)
 - ・素材(丸太)等の木材販売を行った組合 : 116組合(実施1組合当たりの販売高は272万円)
 - ・きのこ類の販売を行った組合 : 14組合(実施1組合当たりの販売高は50万円)
 - ・その他の販売を行った組合 : 388組合(実施1組合当たりの販売高は181万円)

① 販売高の実績 (R2)



② 販売高の推移



③ 販売対象別の事業実施状況 (R2)

区分	立木販売	木材販売(素材(丸太)等の販売)	きのこ類販売	その他	計
実施組合数	97	116	14	388	558
割合(%)	5	6	1	19	28
数量	千㎡	千㎡	千kg	-	-
販売高(百万円)	243	316	7	701	1,266
実施組合1組合当たりの販売高(百万円)	2.5	2.7	0.5	1.8	2.3

注:1)「素材(丸太)等」は、一般用材、バルブ用材、枕丸太等。
 2)「その他」は、炭酸利用材、資材等。
 3)「割合」は、記載のある調査票を提出した2,014組合に対する割合。
 4)複数の区分で実績のある組合があるため、「組合数」、「割合」、「1組合当たりの販売高」の内訳の数値を合計したものは「計」と一致しない。

資料:林野庁「令和2年度森林組合統計」

13

(5) 生産森林組合の経営状況

- 生産森林組合の事業損益では、15%に相当する262組合が事業利益を計上し、85%に相当する1,439組合が事業損失を計上。1組合当たり平均では、64万円の事業損失を計上。
- 経常損益では、50%に相当する866組合が経常利益を計上し、50%に相当する866組合が経常損失を計上。1組合当たり平均では、30万円の経常利益を計上。
- 事業損益の推移をみると、近年では1組合当たりの事業損益は横ばい。

① 生産森林組合の経営状況 (R2)

〔事業損益〕

事業損失計上	事業利益計上	計
1,439組合 85%	262組合 15%	1,701組合
平均▲102万円	平均143万円	平均▲64万円

〔経常損益〕

経常損失計上	経常利益計上	計
866組合 50%	866組合 50%	1,728組合
平均▲50万円	平均109万円	平均30万円

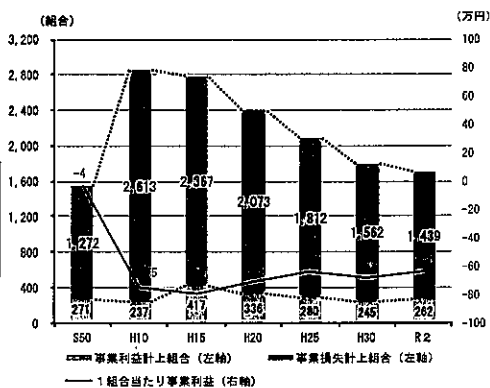
〔当期剰余金〕

当期欠損金計上	当期剰余金計上	計
1,059組合 61%	672組合 39%	1,730組合
平均▲45万円	平均125万円	平均21万円

注:1)事業損益は、事業総収益から事業総費用と事業管理費を引いたもの(株式会社等の営業損益に相当)。経常損益は、事業損益に事業外損益を加えたもの。
2)調査票を提出した組合についての数値。

資料:林野庁「令和2年度農林組合統計」

② 生産森林組合の事業損益の推移



注:調査票を提出した組合についての数値。

資料:林野庁「農林組合統計」

14

(6) 生産森林組合の解散、合併、組織変更等の状況①

- 生産森林組合の解散による減少組合数は、年間30~50組合で推移。
- 組織変更による減少組合数は、開始H29年度の3組合から、H30年度以降20~40組合と増加傾向で推移。

① 生産森林組合数の推移

	H28(2016)年度	H29(2017)年度	H30(2018)年度	R01(2019)年度	R02(2020)年度
設立登記組合数	2,949	2,913	2,844	2,765	2,693

各年度末(3月31日)現在において設立登記されている生産森林組合数

② 生産森林組合の増減

	H28(2016)年度	H29(2017)年度	H30(2018)年度	R01(2019)年度	R02(2020)年度
解散による△減(A)	△ 51	△ 34	△ 46	△ 40	△ 36
合併による△減(B)	0	0	△ 4	0	0
組織変更による△減(C)		△ 3	△ 24	△ 30	△ 41
△減計(D=A+B+C)	△ 51	△ 37	△ 74	△ 70	△ 77
設立による増(E)	0	0	1	0	1
増△減合計(F=D+E)	△ 51	△ 37	△ 73	△ 70	△ 76

各年度中に減少又は増加となった生産森林組合数

15

(6) 生産森林組合の解散、合併、組織変更等の状況②

(3) 解散後における森林の管理形態

区分		H28(2016)年度	H29(2017)年度	H30(2018)年度	R01(2019)年度	R02(2020)年度
解散による △減	認可地縁団体へ譲渡	41	29	30	22	17
	記名共有で管理	2	1	1	0	1
	個人で管理	1	0	0	1	2
	市町村へ譲渡	3	0	3	0	2
	合同会社へ譲渡	0	0	0	0	0
	その他	1	0	5	5	7
	第三者に売却	3	5	8	13	6
	不明	0	0	0	1	1
計	51	35	47	42	36	

1つの組合の解散において、森林の譲渡先等が複数ある場合があるため、1の(2)生産森林組合の増減「解散による△減(A)」の数とは一致しない。

- その他の譲渡先等としては、・自治会や森林組合への譲渡、・財産区へ寄付、・解散時に第三者に代物返済や出資に応じて現物配分し、任意組合に追加出資など

16

(6) 生産森林組合の解散、合併、組織変更等の状況③

- H29からR2年度までに、累計98組合が組織変更を実施。
- 組織変更後の法人形態は、97組合が認可地縁団体、1組合が合同会社。

(1) 組織変更した生産森林組合数

組織変更後 法人形態	H29(2017)年度	H30(2018)年度	R01(2019)年度	R02(2020)年度	累計
株式会社	0	0	0	0	0
合同会社	0	0	0	1	1
認可地縁団体	5	24	31	37	97
計	5	24	31	38	98

組織変更した年度は効力発生日の属する年度であり、1の(2)生産森林組合の増減の「組織変更による△減(C)」の年度ごとの組合数と一致しない場合(効力発生日と解散の登記等の日の年度が異なる場合等)がある。

- 組織変更の実績があるのは20府県
- 組織変更の実績が比較的多い(累計10件以上)県は、秋田、新潟、長野、兵庫、佐賀

17

【参考】地域に既に区域が重複することとなる認可地縁団体が存在する場合の組織変更について

(1)課長通知の一部改正

「生産森林組合の解散と清算及び組織変更の手続の制定について」(平成29年3月31日付け28林政経第358号林野庁経営課長通知)において、令和3年11月24日付けで所要の改正を行った際、既に地域に認可地縁団体が存在する場合の区域が重複することとなる認可地縁団体への組織変更について、地方自治法上の認可の考え方を改めて示しています(第3の1(2)ウ)。

<通知抜粋>

ウ 認可地縁団体は、町又は字の区域等に住所を有する者により構成され、良好な地域社会の維持及び形成に資する活動を行っていることから、各地域に一つ存在するのが通常であると考えられますが、区域が重複する団体の認可については、区域としてのまとまりや活動内容等、地域の事情を勘案しながら、地方自治法上の認可要件に該当しているか否か判断されることとなります。

※地域に既に区域が重複することとなる認可地縁団体が存在する場合の組織変更については、生産森林組合から認可地縁団体への組織変更制度を創設した改正森林組合法の施行から約5年が経過し、地域の現況や実情を背景に、既存の認可地縁団体が存在する区域と重複する形で新たな認可地縁団体への組織変更を検討する生産森林組合が一部存在することが判明してきたことなどを踏まえ、総務省と確認の上、地方自治法上の認可の考え方を改めて示したものです。

18

3. 入会林野整備について

入会林野等整備の状況①

入会林野近代化法制定当時は、185万ha存在した入会林野等は、自主整備を含め89万ha整備されている。その結果、96万haの面積が残存していることとなっているものの、令和元年度に実施した調査(整備意思確認調査)で確認された入会林野等の残面積は45万haとなっている。
(【内訳】整備着手面積：10万ha、整備未着手面積：35万ha)

○入会林野面積(185万ha)の規模別(10ha以上)の内訳

(単位：千ha)

区分	総数	10～50ha	50～100ha	100～200ha	200ha以上
山林	1,416	301	196	209	710
原野	430	91	59	64	216
計	1,846	392	255	273	926
割合(%)	100	21	14	15	50

注) 1 「山林」は、1960年世界農林業センサスによる。

2 「原野」は、昭和30年公有林野調査による。

(参考)

慣行共有面積(全体) 1,579,737ha
原野(全体) 451,280ha
計 2,031,017ha

19

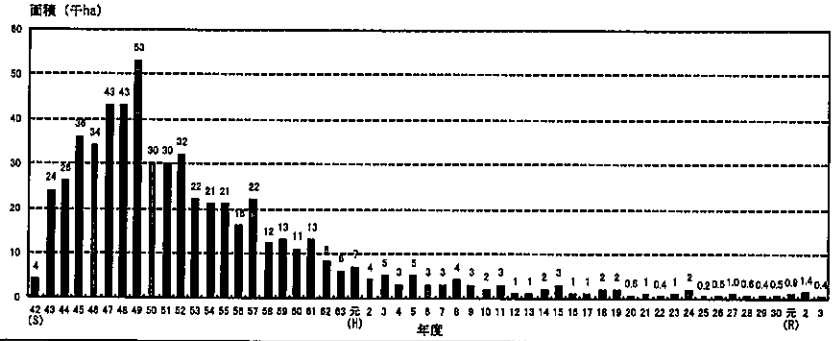
入会林野等整備の状況②

昭和41年の「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律」（昭和41年法律第126号）制定後、「入会林野等整備計画」に基づき整備を進めてきた結果、昭和42～令和3年度までに、58万ha（6,771件）を整備。

昭和49年度の5万3千ha（514件）をピークに減少し、近年は低位に推移。

原因としては、入会集団の世代交代による後継者不足、林業不振、整備後の経営形態の一つである生産森林組合の経営の悪化等による入会林野整備への意欲の弱まり等が考えられる。

○入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律に基づく整備面積の推移



※近年（平成24年度～令和3年度）に整備を行った県は18県で、市町村に権限委譲している鹿児島県が整備件数の過半を占めている。

20

入会林野等整備の状況③

一般に、整備の方向としては、整備前の土地利用形態が整備後の経営形態に大きく影響し、共同・直轄利用していたものが協同経営へ、分割利用していたものが個別経営へ移行する傾向が強く、近年では個別経営の割合が増加する傾向にあるが、これは、個人の私的土地所有意識の強まりや生産森林組合の経営悪化によるものと考えられる。

○整備期別の経営形態別整備面積（昭和42～令和3年度）

（単位：上段（面積：千ha）、下段（比率：%））

整備期 (期間)	法人協業経営+共有経営					計	個別 経営	合計
	法人協業経営			共有経営				
	生産森林組合 等	農事組合 法人等	計	計	計			
第1期整備実績 (S42～S51)	188 59%	3 1%	191 60%	13 4%	204 64%	116 36%	320 100%	
第2期整備実績 (S52～S61)	90 49%	3 1%	92 50%	12 6%	104 57%	79 43%	183 100%	
第3期整備実績 (S62～H8)	18 37%	0.3 1%	18 37%	4 8%	23 48%	28 54%	49 100%	
第4期整備実績 (H9～H16)	5 25%	0.7 3%	5 28%	2 8%	7 35%	13 64%	20 100%	
第5期整備実績 (H19～H23)	0.8 18%	0 -	0.8 18%	0.6 13%	1 31%	3 69%	5 100%	
第6期整備実績 (H24～H28)	0.3 8%	0 -	0.3 8%	2 43%	2 51%	2 49%	4 100%	
第7期整備実績 (H29～R3)	1.1 30%	0.1 2%	1.1 32%	0.2 5%	1.3 37%	2.2 63%	3.6 100%	
計	303 52%	7 1%	311 53%	32 6%	343 59%	242 41%	584 100%	

○整備後の経営形態の内訳（令和3年度）

区 分	実 数				比 率	
	経営体 数	構成員 (人)	面積 (ha)	経営体 当たり 面積 (ha)	構成員 (%)	面積 (%)
総 数	71	365	424	6.0	100.0	100.0
法人協業経営	計	2	296	400	81.1	94.3
生産森林組合	1	201	326	326.0	55.1	76.9
農事組合法人	0	0	0	0.0	0.0	0.0
その他法人	1	95	74	74.0	26.0	17.5
共有経営	0	0	0	0.0	0.0	0.0
個別経営	69	69	24	0.3	18.9	5.7

(注) 1. 法人形態による協業経営の「その他法人」は一般社団法人、有限会社及び株式会社などである。
2. 同一の権利取得者が複数の経営体の構成員となることがあるので、構成員総数は権利取得者総数とは一致しない。

21